

# 青森県報

第二千三百九十六号

平成十六年  
十月二十五日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

保安林の指定予定……………(林政課) ……一

### 公 告

県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……一

### 出先機関

土地改良区の清算人の退任……………(下北地方農林水産事務所) ……二

道路の位置の指定……………(十和田県土整備事務所) ……二

### 監査委員

監査結果に対する措置の公表……………(事務局) ……二

右 同……………(同) ……三

### 正 誤

平成十六年九月一日定例規則中……………(税務課) ……四

## 告 示

青森県告示第六百四十八号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第

二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十六年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所  
東津軽郡三厩村大字宇鉄字六條間二二、字上野三七の一四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林指定の目的  
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三厩村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、第二出来島地区の県営土地改良事業(産地づくり支援水田高度利用促進事業(地域水田農業支援緊急整備事業))計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成十六年十月二十六日から同年十一月二十四日まで
- 三 縦覧の場所  
木造町役場

### 出 先 機 関

土地改良区の清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した佐井村土地改良区から、次のとおり清算人の退任の届出があったので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成十六年十月二十五日

下北地方農林水産事務所長 原 口 健 二

氏 名	住 所	退任の年月日
菊池 繁	下北郡佐井村大字佐井字古佐井一〇の一	平成一六・一〇・一
宮田 武雄	字原田一四	"
田中 岩男	字中道四七の一	"
鹿島 幸一	字古佐井一三	"
須藤 守	字古佐井川目一四の一七	"

十和田県土整備事務所告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十一条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び

六戸町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年十月二十五日

十和田県土整備事務所長 清 藤 栄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
上北郡六戸町大字大落瀬字 森田九の四一及び九の四四	五六・一メートル	六・〇〇メートル	平成一六・一〇・三

### 監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成15年11月7日付け青森監査第100号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成16年10月25日

青森県監査委員 片 谷 稔

同 鶴 賀 茂 世

同 平 山 誠 敏

同 清 水 悦 郎

監査箇所名	監査結果	措置の内容
林政課	「治山事業関係並びに森林に関する調査等の業務を行い、これらに必要な専門的知識、能力及び経験を有している等の理由から、（社）青森県林業コンサルタントに対して、1者随契により委託しているが、今後、競争入札を実施する必要がある。」について検討する必要がある。	平成16年度において業者選定のための資料収集等の準備を進め、平成17年度から競争入札を実施する。

監査結果に対する措置の公表

平成16年9月7日付け青監査第59号で報告した監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、青森県知事及び青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成16年10月25日

青森県監査委員 片谷 稔  
同 鶴賀 茂世  
同 平山 誠敏  
同 清水 悦郎

監査箇所名	監査結果	措置の内容
青森県鉄道管理事務所	委託料において、会計年度区分を誤っているものがある。	委託料の算定において、前年度に係る精算が翌年度で算定に反転されたものもあり、今後の業務委託に係る協定の変更を行うことにも係る適正な執行に努めることとします。
青森県工業研究センター	旅費において、支給金額を誤っているものがある。 旅行命令が発せられていないにもかかわらず、出張しているものがある。 委託料及び備品購入費において、契約執行手続が適正でないものがある。	過払いしていた旅費について返納手続を行いました。 旅行命令を整理し旅費を支給しました。 指摘事項に留意し、今後は適正な執行に努めます。
五所川原県土整備事務所	収入未済の解消に努めること。	出納局へ手続の不備を報告しました。今後は適正な使用許可手続に努めます。 青森県営住宅等家賃滞納整理事務処理要領外に基づき、3ヶ月以上の滞納者宅を随時訪問して滞納を行って取り戻し、未済の連絡を速に解消に努めます。

十和田県土整備事務所	収入未済の解消に努めること。	収入未済の事実を把握し、粘り強く納付指導を要し、粘り強い納付を促し、収入未済の解消に努める。
青森県立青森高等学校	工事請負費において、建設工事請負契約書の条項に不備なものがある。	工事請負契約書について適正に作成するように県立学校に周知するとともに、業務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。
青森県立青森中央高等学校	起案用紙に公印保管者の承認を受けていないものがある。	今後、業務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。
青森県公営企業局	累積欠損金の解消に努めること。	累積欠損金の解消に努めては、これまで鋭意努力してきたところですが、より一層経営の健全化を図り、引き続き解消に努めます。
青森県立青森中学校	賃金において、支給金額が誤っているものがある。	附加賃金の支給金額の誤りについて返納を行い、雇用保険について返納を行った。今後、業務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。
青森県立青森中学校	工事請負費において、設計額及び支出額(変更契約額)が誤っているものがある。	今後、工事費の算定にあたっては、設計者、審査者とも設計内容・諸条件を十分に把握し、適正な積算について周知徹底を図り、万全を期することとした。
青森県立青森中学校	需用費において、検査が遅延しているものがある。	今後、修繕等の完成検査について、関係者が連絡を密にし、万全を期することとした。
青森県立青森中学校	支出負担行為をしないまま委託業務を行わせているものがある。	今後、委託業務等において支出負担が結果的に事後処理とならないよう、管理担当者と契約担当者が連絡を密にし、万全を期することとした。
青森県立青森中学校	報償費において、支給もれとなっているものがある。	速やかに支給を行うとともに、今後、業務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。

青森県立弘前高等学校	工事請負費において、建設工事請負契約書の条項に不備なものがある。	工事請負契約書について適正に作成するよう、今後、事務処理に遺漏のないよう方を期することとした。
青森県立八戸高等学校	電気料支払遅延により、遅収加算金が生じているものがある。 旅費において、精算が適正に行われていないものがある。	今後、事務処理に遺漏のないよう方を期することとした。 支給金額の誤りについて返納を行い、今後、事務処理に遺漏のないよう方を期することとした。
青森県立八戸北高等学校	財産台帳と登記簿の面積が一致していないものがある。	今後、財産台帳管理事務を適正に処理することとし、事務処理に遺漏のないよう方を期することとした。
青森県立木造高等学校	工事請負費において、契約手続が適正でないものがある。	今後、事務処理に遺漏のないよう方を期することとした。
青森県立五所川原高等学校	電気料支払遅延により、遅収加算金が生じているものがある。 宿泊付き出張において、復命書が適正に作成されていなくて、復命書が適正に行われていないものがある。	今後、事務処理に遺漏のないよう方を期することとした。 事実上、復命書に記載するよう周知徹底することとし、今後、事務処理に遺漏のないよう方を期することとした。
青森県立六戸高等学校	工事請負費において、建設工事請負契約書の条項に不備	工事請負契約書について適正に作成するよう県立学校に

正

誤

青森県立八甲田高等学校	なものである。	周知するとともに、今後、事務処理に遺漏のないよう方を期することとした。
青森県立田名部高等学校	総括前渡資金口座への支払年月日が誤っているものがある。	今後、事務処理に遺漏のないよう方を期することとした。
青森県立田名部高等学校	委託料において、積算価格を上回った予定価格を設定していることから、契約手続が適正でないものがある。	今後、事務処理に遺漏のないよう方を期することとした。
青森県立五所川原農林高等学校	工事請負費において、建設工事請負契約書の条項に不備なものがある。	工事請負契約書について適正に作成するよう県立学校に周知するとともに、今後、事務処理に遺漏のないよう方を期することとした。
青森県立三本木農業高等学校	工事請負費において、建設工事請負契約書の条項に不備なものがある。	工事請負契約書について適正に作成するよう県立学校に周知するとともに、今後、事務処理に遺漏のないよう方を期することとした。
青森県立名久井農業高等学校	生産物売払収入において、調定手続が遅延しているものがある。	今後、事務処理に遺漏のないよう方を期することとした。
青森県立青森第二養護学校	起案用紙に公印管守者の承認を受けず、公印を使用しているものがある。	今後、事務処理に遺漏のないよう方を期することとした。
青森県立弘前第一養護学校	旅費において、精算が誤っているものがある。	支給金額の誤りについて追給を行い、今後、事務処理に遺漏のないよう方を期することとした。

課 務 課

発行年月日	発行番号	区分	番 号	ページ	行	帳	正								
平成十六年十一月二十三日	規 則	第五六号	二	第五号	<table border="1"> <tr><td>資本割</td><td></td></tr> <tr><td>収入割</td><td></td></tr> </table>	資本割		収入割		<table border="1"> <tr><td>資本割</td><td></td></tr> <tr><td>収入割</td><td></td></tr> </table>	資本割		収入割		
資本割															
収入割															
資本割															
収入割															

(発行所・発行人) 青森市長豊一丁目一番一号 青森県 (印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七十七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五田一銭